

④ 出願品種の特性の記述

国 名	特性の記述方法	備考
日本	主要な形質 5～10 程度 補正期間は特に定められていない。	ほぼ UPOV の技術質問票に準拠
米国植物特許	特性表は使わず記述形式で書く。 補正が必要な場合、3 か月以内に補正する。 遅れると、600 ドルの料金が発生する。 外国の審査データの使用は不可。	種類別に記述書の様式があるが、良く変わる。 過去の同一種類の特許公開された事例が参考になる。 代理人の技量に左右される。
米国植物品種保護	UPOV のテストガイドラインに準拠しているが、追加で特定の病害抵抗性等のデータを求められる場合がある。 階級値は使わず、測定値を記入する。安定性の審査のため、2 年間又は 1 年間に異なる 2 か所での栽培試験データが求められる。	階級値ではなく、実測値で、かつ、平均値ではなく、個体ごとの数値を記入する。 海外での栽培試験データでもよい。 代理人の技量に左右される。

⑤ 技術審査の方法

米国では、植物特許も植物品種保護も、書類による審査のみで、当局による栽培試験や現地調査は行われていない。現地調査については、実施する場合は、旅費等は出願者が負担するとの規定はあるが、いずれについても、実施した実績はないとのことである。

	当局による栽培試験	書類審査	現地調査
日本	○	○	○
米国植物特許	×	○	×
米国植物品種保護	×	○	×

⑥ 出願公表

植物特許では、出願者の同意がない場合は、特許取得まで出願を非公表にできる。

⑦ 農家の自家増殖

植物特許は、自家増殖を認めていない。

	原則	例外
日本	原則自家増殖可能	自家増殖を禁止する種類を指定
U P O V	原則自家増殖禁止	農家の自家増殖について、各国は育成者権を制限できる。
米国植物特許	原則自家増殖禁止	なし
米国植物品種保護	原則自家増殖禁止	合理的な範囲で育成者権を制限している。

⑧ 料金体系

植物特許の料金は、出願者の規模により 3 段階に分かれている。定義の詳細は不明。また、データの検索料、審査料、登録証の発行手数料はかかるが、登録後の毎年の維持費は必要ない。

	出願料	検索(調査)費	審査料	登録料
日本	47,200 円	なし	なし	1～3 年 6 千円 4～6 年 9 千円 7～9 年 1 万 8 千円 10～25 年 3 万 6 千円
米国植物特許	基本出願料 180\$ 零細企業 45\$ 小企業 90\$ その他各種追加料金がかかる	380\$ 零細企業 95\$ 小企業 190\$	580\$ 零細企業 145\$ 小企業 290\$	登録証発行料 750\$ 零細企業 190\$ 小企業 290\$ 毎年の登録料 なし
米国植物品種保護 *注	518\$ 補正等は別途料金がかかる	3,864\$		登録証発行料 768\$ 毎年の登録料 なし

*農務省の植物品種保護の手数料は、2 年ごとに変わる。独立採算制で、運営に必要な経費と毎年の出願件数によって手数料が変動する。現在の予算の積算根拠は、年間出願数 480 件、平均審査期間は 1.4 年とのことである。

第2 米国における品種保護出願から登録に至る流れ

1 植物特許の出願から登録に至る流れ

植物特許の担当当局は、米国商務省特許商標庁（United States Patent and Trademark Office）である。

出願手続きの情報については、別添1 植物特許出願手続きマニュアルの仮訳参照
出願手続きの概要については、別添2 植物特許出願の概要仮訳参照
優先権主張や仮出願のための出願データシートは別添3 参照

現在の料金表は以下に掲載されている。

<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule>

米国の植物特許申請は、特許代理人（弁理士）を通じて行われる。米国特許の登録代理人リストは公表されているが、植物特許の代理人を分けていない。遺伝子工学関係の一般特許を扱うところは別として、植物特許を扱う者は非常に少ないとのことである。個別の特許公報の中に代理人の氏名が記載されているので、以下のUSPTOのデータベースで検索可能である。

<http://patft.uspto.gov/netahtml/PTO/search-bool.html>

米国に植物特許の出願をする場合、特許取得後の許諾や販売を考えると、提携する米国の種苗会社を通じて出願するのが一般的である。特に提携する種苗会社がない場合、国内の特許事務所から米国の特許事務所を経由して出願することとなる。植物特許は、日本の審査基準のような特性表を使わずに、特許明細書に基づいて審査が行われること、また、代理人は公式及び非公式に審査官とのコミュニケーションやネゴシエーションを行いながら手続きを進めるので、代理人の力量により、要求されるデータに違いが出るとのことであり、代理人の選定が重要になる。提出書類の完成度が高ければ、審査期間が短くなるとのことである。

2 植物品種保護の出願から登録に至る流れ

米国植物品種保護法に基づく植物品種保護の担当当局は、米国農務省（United States Department of Agriculture）農業マーケティングサービス局科学技術課植物品種保護室（Plant Variety Protection Office）である。職員は10名で、その内審査官は4名。作物ごとにはわかれていない。

植物品種保護室のウェブサイトは、以下のとおり。

<https://www.ams.usda.gov/services/plant-variety-protection>

連絡先は、以下のとおり。

Paul Zankowski, Commissioner, (202) 720-1128

e-mail: paul.zankowski@ams.usda.gov

Jeffery Haynes, Deputy Commissioner, (202) 720-1066

e-mail: jeffery.haynes@ams.usda.gov

USDA, AMS, S&T, Plant Variety Protection Office

1400 Independence Ave., S.W.

Rm. 4512-South Bldg., Mail Stop 0274

Washington, DC 20250-0002

植物品種保護の出願についても、特許代理人を通じて出願されている。植物品種保護も書類審査であるため、出願書類の作成が重要であり、植物特許と同様に、代理人は審査官とのコミュニケーションやネゴシエーションをとりながら手続きを進める。出願書の完成度が低いと補正が求められ、3か月以内に補正しなければならない。3か月以内に補正できない場合は、非常に高い手数料が必要になる。

代理人によると、出願書類の作成については、テストガイドライン（特性表等）の様式があるので、植物特許よりは楽であるとのことであるが、階級値を使わずに、実測値が必要なこと、供試植物のサンプル数がUPOVのテストガイドラインより多いこと、また、UPOVにはない病害抵抗性等の試験データが要求される場合があるとのこと、海外からの出願の場合、データが足りないことがあるとのことである。さらに、テストガイドラインの様式がよく変わるとのことである。写真については、電子データではなく紙で提出しなければならない。

植物品種保護制度について（出願登録植物の事例含む）は、別添4参照

植物品種保護の出願書の解説は、別添5参照

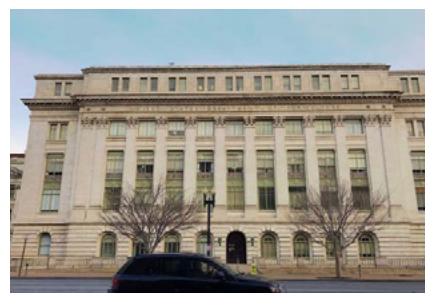
代理人からの聴き取りメモは、別添6参照



米国特許庁



米国特許庁での聴き取り調査



米国農務省